

長
辺

(何)総合通信局長 (注1)殿

住所

登録申請者及びその役員は、電波法第24条の2第5項各号又は同法第24条の12第2項において準用する同法第24条の2第5項各号に該当しないことを誓約します。

注1 沖縄総合通信事務所にあつては、沖縄総合通信事務所長とすること。

2 申請者が法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。